



島根県報

令和3年8月31日（火）

号外第95号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する 規則 (農林水産総務課) 2

公布された条例等のあらまし

◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第110号）

1 規則の概要

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第15条・第17条関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第6号・様式第8号—様式第16号・様式第19号・様式第22号—様式第24号・様式第26号—様式第35号関係）
- (3) その他様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)については、令和3年9月15日から施行することとした。

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第110号

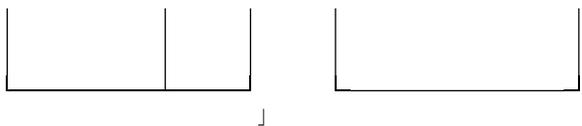
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第17条中「第9条第5項」を「第9条第7項」に改める。

「	「																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">氏 名</td><td style="width: 50%; text-align: center;">印</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	氏 名	印																			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100%; text-align: center;">氏 名</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	氏 名									
氏 名	印																														
氏 名																															
を	に改める。																														

様式第1号中「㊤」を削り、同様式付表中



様式第2号から様式第6号まで及び様式第8号から様式第14号までの様式中「㊟」を削る。

様式第14号の2中「(記名押印又は署名)」を削る。

様式第15号表面中「㊟」を削り、同様式別紙を次のように改める。

(別紙)

		※狩猟者登録番号		
年度 狩 猟 税 納 付 書				
納 税 義 務 者		住 所		
		氏 名		
狩猟免許の種類及び納付額 (該当する欄に○印を付すこと。)				○印 欄
1 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	16,500円	
		許可捕獲者	8,200円	
2 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般	11,000円	
		許可捕獲者	5,500円	
3 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	8,200円	
		許可捕獲者	4,100円	
4 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般	5,500円	
		許可捕獲者	2,700円	
5 号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般	5,500円	
		許可捕獲者	2,700円	
対象鳥獣捕獲員		第1種銃猟免許	0円	
		網猟又はわな猟免許	0円	
		第2種銃猟免許	0円	
認定捕獲従事者		第1種銃猟免許	0円	
		網猟又はわな猟免許	0円	
		第2種銃猟免許	0円	
私は、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。 (2号税率又は4号税率の適用を受ける者に限る。)		署 名		
備 考				
収 入 証 紙				

- (注) 1 対象鳥獣捕獲員については、狩猟者登録時において対象鳥獣捕獲員であった者が狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの狩猟期間内に再び狩猟者登録をする場合を含む。
- 2 許可捕獲者とは、施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者をいう。
- 3 認定捕獲従事者とは、施行規則第65条第1項第9号に該当する者をいう。
- 4 許可捕獲者又は対象鳥獣捕獲員の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。
- 5 認定捕獲従事者の税率の適用を受ける者は、事業者代表の証明書を添付すること。
- 6 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、署名欄に署名し、併せて市町村長の証明書を添付すること。

- 7 地方税法第700条の52第2項（放鳥獣猟区に係る狩猟者の登録）の税率の適用を受ける者は、備考欄にその内容を記載すること。
- 8 ※印欄には、納税義務者は記載しないこと。

様式第16号表面中「㊟」を削り、同様式別紙を次のように改める。

(別紙)

		※狩猟者登録番号		
年度 狩 猟 税 納 付 書				
納 税 義 務 者		住 所		○印 欄
		氏 名		
狩猟免許の種類及び納付額（該当する欄に○印を付すこと。）				
1 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	16,500円	
		許可捕獲者	8,200円	
2 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	11,000円	
		許可捕獲者	5,500円	
3 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	8,200円	
		許可捕獲者	4,100円	
4 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	5,500円	
		許可捕獲者	2,700円	
5 号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般	5,500円	
		許可捕獲者	2,700円	
対象鳥獣捕獲員		第1種銃猟免許	0円	
		網猟又はわな猟免許	0円	
		第2種銃猟免許	0円	
認定捕獲従事者		第1種銃猟免許	0円	
		網猟又はわな猟免許	0円	
		第2種銃猟免許	0円	
私は、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。 (2号税率又は4号税率の適用を受ける者に限る。)		署 名		
備 考				
収 入 証 紙				

(注) 1 対象鳥獣捕獲員については、狩猟者登録時において対象鳥獣捕獲員であった者が狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの狩猟期間内に再び狩猟者登録をする場合を含む。

2 許可捕獲者とは、施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者をいう。

3 認定捕獲従事者とは、施行規則第65条第1項第9号に該当する者をいう。

4 許可捕獲者又は対象鳥獣捕獲員の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。

5 認定捕獲従事者の税率の適用を受ける者は、事業者代表の証明書を添付すること。

6 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、署名欄に署名し、併せて市町村長の証明書を添付すること。

- 7 地方税法第700条の52第2項（放鳥獣猟区に係る狩猟者の登録）の適用を受ける者は、備考欄にその内容を記載すること。
- 8 ※印欄には、納税義務者は記載しないこと。

様式第19号中「㊟」を削る。

「

氏 名	印

」

様式第22号中「（記名押印又は署名）」を削り、同様式付表中

を

「

氏 名

に改める。



」

様式第23号、様式第24号及び様式第26号から様式第35号までの様式中「（記名押印又は署名）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第17条の改正規定は、令和3年9月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。